

国際日本文化研究センター基金規則

平成24(2012)年 3月 8日 制定

令和 7(2025)年10月 2日 最終改正

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)に、国際日本文化研究センター基金(以下「基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 基金は、センターにおける日本研究交流事業のより一層の推進等を図ることによって、世界における日本研究の発展を促進し、もって諸外国との友好親善及び相互理解の増進に寄与するために設置するものとする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 日本研究者の海外からの招致及び海外への派遣に対する助成
- 二 日本研究関連の出版等への助成
- 三 日本研究関連の国際シンポジウム等の開催に対する助成
- 四 施設・設備等の整備拡充
- 五 その他基金の目的達成に必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、次の各号に掲げる資金をもって充てる。

- 一 一般財団法人国際日本文化研究交流財団からの寄附金
- 二 前号以外の基金宛の寄附金
- 三 その他基金に繰り入れることが決定された資金
- 四 前各号に規定する資金から生じる果実

2 基金は、事業資金及び積立金により構成する。

- 一 事業資金とは、各事業年度において計画した事業を実施するための資金で、当該事業年度内に執行することを原則とする。
- 二 積立金とは、将来事業資金等の原資となる資金で、積立てることを原則とする。
- 三 資金の運用によって生じた果実は、原則として事業資金に充当する。

(基金委員会)

第5条 基金の運営に関する事項を審議するため、基金委員会(以下「委員会」という。)を設置し、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長 1名
- 二 研究調整主幹

三 情報管理施設長

四 管理部長

五 センターの教職員以外の者で、センターに関し広くかつ高い識見を有する者のうち、所長が委嘱した者2名

2 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

6 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

7 第1項第五号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

8 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 事業計画に関する事項

二 予算及び決算に関する事項

三 基金の受入に関する事項

四 基金の運用に関する事項

五 寄附者への謝意の表明に関する事項

六 積立金の取崩しに関する事項

七 その他基金の運営に関する事項

2 委員会は、審議結果を所長に報告するものとする。

(事業の申請及び報告)

第7条 基金で行う事業の申請は、事業年度毎に別紙様式1による基金事業申請書を財務課へ提出するものとする。

2 前項の事業が終了したときは、速やかに別紙様式2の基金事業報告書を財務課に提出するものとする。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、管理部財務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条第 7 項本文の規定にかかわらず、平成 26 (2014) 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 28 (2016) 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 (2021) 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 (2025) 年 10 月 2 日から施行する。

別紙様式 1

国際日本文化研究センター所長 殿

申請部局 ()
代表者

国際日本文化研究センター基金事業申請書

1. 事業名 (適用条項)	(規則第 3 条第○号)
2. 要求金額	円
3. 事業概要	
4. 要望理由	
5. 積算内訳	
6. 不採択又は減額採択される場合の対応策	

別紙様式 2

国際日本文化研究センター所長 殿

申請部局 ()
代表者

国際日本文化研究センター基金事業報告書

1. 事業名 (適用条 項)	(規則第3条第○号 日本研究○○○・・・・助成)
2. 執行額 (要求額)	円 (円)
3. 事業報告	
4. 執行内訳	